

入院諸費用補償特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
か	<p>介護施設</p> <p>介護保険法に規定された介護老人保健施設ならびに老人福祉法に規定された養護老人ホームおよび特別養護老人ホーム等をいいます。</p>
	<p>家事従事者</p> <p>被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯、育児等の家事を行う親族（注）の中で主たる者をいいます。</p> <p>（注）被保険者本人を含みます。</p>
け	<p>継続契約</p> <p>入院諸費用補償特約付帯保険契約の保険期間の満了日（注）を保険期間の開始日とする入院諸費用補償特約付帯保険契約をいいます。</p> <p>（注）その入院諸費用補償特約付帯保険契約が満了日前までに解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいいます。</p>
し	<p>支払責任額</p> <p>他の保険契約等がないものとして算出した、支払うべき保険金の額または共済金の額をいいます。</p>
	<p>初度契約</p> <p>継続契約以外の入院諸費用補償特約付帯保険契約をいいます。</p>
せ	<p>選定療養</p> <p>被保険者の選択に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養をいいます。</p>
に	<p>入院諸費用保険金額</p> <p>保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。</p>
ほ	<p>ホームヘルパー等</p> <p>ホームヘルパー（注1）、ベビーシッター（注2）および清掃代行サービス業者（注3）をいいます。</p> <p>（注1）炊事、掃除、洗濯およびこどもの世話等を行うことを職業とする者をいいます。</p> <p>（注2）子守等のこどもの世話を行うことを職業とする者をいいます。</p> <p>（注3）家庭の掃除を家事従事者に代わり行うことを職業とする者をいいます。</p>
	<p>保育所</p> <p>次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>ア．認可保育施設（注）</p> <p>イ．認可保育施設（注）と同様の業務を目的とする施設であると認められる施設</p>

		(注) 保護者の委託を受けて、乳児または幼児を保育することを目的とする児童福祉法に基づく施設をいいます。
	保険金	入院諸費用保険金いいます。
ろ	労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ア. 労働者災害補償保険法 イ. 国家公務員災害補償法 ウ. 裁判官の災害補償に関する法律 エ. 地方公務員災害補償法 オ. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令 (公布年/法令番号)	
こ	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和 32 年法律第 143 号)
	国家公務員災害補償法 (昭和 26 年法律第 191 号)
さ	裁判官の災害補償に関する法律 (昭和 35 年法律第 100 号)
し	児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
ち	地方公務員災害補償法 (昭和 42 年法律第 121 号)
ろ	老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)
	労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号)

第 1 条 (保険金を支払う場合)

この特約において、「保険金支払事由」とは、被保険者が身体障害(注 1)を被り、その直接の結果として入院(注 2)を開始した場合をいい、当会社は、その入院による第 4 条(入院諸費用の範囲)に規定する入院諸費用を負担したことに對して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。ただし、日本国内での入院(注 2)に限ります。

(注 1) この特約における「保険金支払事由の原因」は身体障害となります。

(注 2) 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない検査のための入院などは含みません。

第 2 条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた保険金支払事由に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いた場合は、保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合のその身体障害については、保険金を支払います。
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑦ ⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

- (3) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する事由によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の普通保険約款別表に掲げる精神障害

- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注1）を持たないで自動車（注2）または原動機付自転車を運転している間

イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車（注2）または原動機付自転車を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車（注2）または原動機付自転車を運転している間

（注1）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

(注2) クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
(4) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた保険金支払事由に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金支払事由に該当した被保険者数の増加等がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ③ ①または②の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ④ ②以外の放射線照射または放射能汚染
(注1) 使用済燃料を含みます。
(注2) 原子核分裂生成物を含みます。

第3条 (保険期間と支払責任の関係)

(1) 当社は、被保険者が保険期間中に入院を開始(注)した場合に限り、保険金を支払います。

(注) 第6条(保険金の支払額)(4)の規定により1回の入院とみなした2回以上の入院については、この保険契約の保険期間との関係にかかわらず、最初の入院の開始時に開始したものとみなします。

(2) (1)の規定にかかわらず、この入院諸費用補償特約付帯保険契約が初度契約である場合において、入院の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この入院諸費用補償特約付帯保険契約が継続契約である場合において、入院の原因となった身体障害を被った時がこの保険契約が継続されてきた最初の入院諸費用補償特約付帯保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

(4) 身体障害を被った時が保険期間の開始時(注)より前であっても、保険期間の開始時(注)の属する日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降に生じた保険金支払事由については、この間の保険金支払事由の発生の有無にかかわらず、保険期間の開始時(注)以後にその原因となった身体障害を被ったものとみなし保険金を支払います。

(注) この入院諸費用補償特約付帯保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の入院諸費用補償特約付帯保険契約の保険期間の開始時とします。

(5) (2)および(3)の規定にかかわらず、身体障害が疾病の場合、入院の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時(注)より前で、入院諸費用補償

特約付帯保険契約の締結の際に、当会社が告知事項等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承認したときは、その承認した範囲内で保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことによりその疾病に関する事実を当社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。

(注) この入院諸費用補償特約付帯保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の入院諸費用補償特約付帯保険契約の保険期間の開始時とします。

第4条（入院諸費用の範囲）

(1) 入院諸費用とは、被保険者が日本国内での入院により負担した次の費用をいいます。

- ① 差額ベッド代（注1）
- ② 被保険者が別表1に掲げるいずれかの状態に該当し、かつ被保険者以外の医師が付添を必要と認めた期間において、親族が被保険者の付添をした場合の次に掲げる費用
 - ア. 親族付添費
 - イ. 交通費
 - ウ. 寝具等の使用料
- ③ 被保険者の家庭において次に掲げるいずれかの期間中に雇い入れたホームヘルパー等の雇入費用（注2）または被保険者と同居の親族を一時的に保育所へ預け入れるための費用（注3）
 - ア. 被保険者以外の医師が付添を必要と認めた期間
 - イ. 家事従事者である被保険者が入院している期間
- ④ 被保険者の療養に必要かつ有益な諸雑費
- ⑤ 入院のために必要とした病院等までの交通費（注4）、被保険者以外の医師が必要と認めた転院のために必要とした交通費（注4）、および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費（注4）。ただし、先進医療費用補償特約が付帯された場合、同特約第4条（先進医療費用の範囲）②に規定する交通費を除きます。
- ⑥ 被保険者が受けた食事療養に要する費用。ただし、食事療養標準負担額および生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は控除します。
- ⑦ 被保険者と同居の親族が介護保険法第19条（市町村の認定）第1項に規定する「要介護認定」を受けた場合または同条第2項に規定する「要支援認定」を受けた場合（注5）の、被保険者が入院している期間中における次に掲げる費用
 - ア. 介護従事者（注6）の雇入費用（注7）
 - イ. 被介護者または被要支援者を収容する介護施設への預入費用

(注1) 選定療養に定める特別の療養環境の提供にあたるベッドまたは病室の使用料をいいます。

(注2) ホームヘルパー等の紹介料および交通費を含みます。

(注3) 保育所への預け入れに要した交通費を含みます。

(注4) 移送費を含みます。

(注5) 認定を受けていなくても、要介護状態または要支援状態である場合を含みます。

(注6) 介護を主たる職業とする者をいいます。

(注7) 介護従事者(注6)の紹介料および交通費を含みます。

(2) (1) ①から⑦までの費用に次の費用が含まれる場合にはその費用を除きます。

① 「療養の給付」等の支払の対象となる費用

② 労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用

(3) (1) ①の費用は、1回の入院(注)につき、保険金を支払うべき入院日数に保険証券記載の額を乗じた金額を限度とします。

(注) 第6条(保険金の支払額)(4)から(6)までの規定により1回の入院にみなされる場合を含みます。

(4) (1) ②の費用については、1日につき1名分の費用に限ります。

(5) (1) ②アおよび④の費用の額は、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算された額とします。

(6) (1) ③および⑦の費用の額は、これらを合算して、1回の入院(注)につき、次の算式によって算出した額をもって限度とします。ただし、次の算式における総日数は、保険金を支払うべき入院日数を限度とし、被保険者が1日に複数の者に対する雇入費用および預入費用を負担したとしても、1日として計算した日数とします。

$$\boxed{1万5千円} \times \boxed{\text{雇入費用および預入費用を負担した総日数}} = \boxed{\text{費用の限度額}}$$

(注) 第6条(保険金の支払額)(4)から(6)までの規定により1回の入院にみなされる場合を含みます。

第5条(損害賠償金がある場合の取扱い)

被保険者が負担した前条の費用について第三者により支払われるべき損害賠償金がある場合は、その額を被保険者が負担した同条の費用の額から差し引くものとします。

第6条(保険金の支払額)

(1) 当社が支払うべき保険金の額は、第4条(入院諸費用の範囲)および前条の

- 規定による費用の額とし、1回の入院につき、入院諸費用保険金額を限度とします。
- (2) 1回の入院につき、保険金の支払の対象となる入院日数の合計が保険証券記載の支払限度日数に達した日の属する月の翌月1日以降の入院により負担した第4条（入院諸費用の範囲）の入院諸費用は、保険金の支払の対象から除きます。
- (3) (2)の「入院日数」は、1回の入院につき、保険金を支払うべき入院を開始した日から、その日を含めて支払限度日数を経過した日までの期間中の入院日数をいいます。
- (4) 被保険者が同一の身体障害の治療を目的として入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして(1)から(3)までの規定を適用します。ただし、同一の身体障害による入院であっても、保険金が支払われることとなった最終の入院の退院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に開始した入院については、新たな身体障害による入院として(1)から(3)までの規定を適用します。
- (5) 被保険者が、保険金を支払うべき入院中に、保険金を支払うべき他の身体障害を被った場合は、当初の保険金を支払うべき入院とその後の保険金を支払うべき他の身体障害による入院とを合わせて1回の入院とみなします。
- (6) 被保険者が、保険金支払の対象となっていない入院中に、保険金を支払うべき他の身体障害を被った場合は、その身体障害を被った時に入院を開始したものとみなし、(1)から(5)までの規定を適用します。
- (7) 被保険者が身体障害を被った時の属する日（注1）から保険金を支払うべき入院を開始した日までの間に、この入院諸費用補償特約付帯保険契約（注2）の支払条件の変更があった場合は、当会社はこの保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、変更前の支払条件により算出された保険金の額（注3）のうち、いずれか低い金額を支払います。
- （注1）身体障害を被った時の属する日が入院を開始した日の2年前の応当日以前の場合は、その応当日の翌日を起算日とします。
- （注2）この保険契約が継続契約である場合は、継続前の保険契約も含みます。
- （注3）2回以上の変更があった場合は、各々の変更前の支払条件により算出された保険金の額のうち、最も低い金額とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、「被保険者が負担した費用の額」を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
「被保険者が負担した費用の額」から、他の保険契約等から支払われた保険

金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の「被保険者が負担した費用の額」とは次の算式によって算出した額をいいます。

被保険者が実際に負担した第4条 (入院諸費用の範囲)に規定する入 院諸費用(注)	第5条(損害賠償金がある場合の取 扱)の規定により差し引く損害賠 償金の額
--	---

(注)第4条(1)②アおよび④については、重複する保険契約の数にかかわらず、1日につき同条(5)の額とします。

第8条(身体障害の程度の決定)

(1) 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重された場合は、当社は、その影響がなかった場合に相当する保険金を支払います。

(2) 正当な理由がないのに、被保険者が治療を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者(注)が治療をさせなかったために、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重された場合も、(1)と同様の方法で支払います。

(注) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第9条(被保険者による保険契約の解約請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合は、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約(注)を解約することを求めることができます。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解約請求があった場合は、当社に対する通知をもって、この特約(注)を解約しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第10条(保険料の返還—被保険者による解約の場合)

前条(2)の規定により、保険契約者がこの特約(注)を解約した場合は、当社は、未経過期間に対応する保険料を基に計算した額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第11条(保険金の請求)

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次のうちいずれか

早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。

① 入院が終了した時

② 入院日数が支払限度日数に到達した日の属する月の末日の午後12時

(2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表2に掲げる書類とします。

第12条 (代位)

(1) 第4条 (入院諸費用の範囲) に規定する入院諸費用の負担が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその入院諸費用の負担に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が入院諸費用の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない入院諸費用の負担額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第13条 (法令等の改正に伴う特約の変更)

(1) 当社は、公的医療保険制度またはこれに関連する法令等が改正された場合、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約(注)を変更することがあります。

(注) この特約に別の特約が付帯されている場合は、これを含みます。

(2) (1)の認可を受けこの特約(注1)を変更する場合は、契約変更日(注2)の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

(注1) この特約に別の特約が付帯されている場合は、これを含みます。

(注2) この特約(注1)を変更する日をいいます。

(3) (2)の通知を受けた保険契約者は、契約変更日(注1)の2週間前までに次のいずれかの方法を指定するものとします。

① 契約変更日(注1)からこの特約(注2)を変更する方法

② 契約変更日(注1)の前日にこの特約(注2)を解約する方法

(注1) この特約(注2)を変更する日をいいます。

(注2) この特約に別の特約が付帯されている場合は、これを含みます。

(4) (3)の指定がなされないまま、契約変更日(注1)が到来した場合は、保険

契約者により（3）①の方法を指定されたものとみなします。

（注1）この特約（注2）を変更する日をいいます。

（注2）この特約に別の特約が付帯されている場合は、これを含みます。

第14条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款第1章基本条項第28条（代位）の規定は適用しません。

第15条（普通保険約款の読み替え）

この特約においては、普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞の「継続契約」の規定中「医療総合保険契約」とあるのは「入院諸費用補償特約付帯保険契約」と読み替えて適用します。

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款等の規定を準用します。

別表1 第4条（入院諸費用の範囲）（1）②の状態

1. 病状が重篤であって、絶対安静を必要とし、看護人の常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合
2. 病状は必ずしも重篤ではないが、手術のため術前・術後の一定期間にわたり、看護人の常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合
3. 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合
 - （1）体位変換または床上起座が不可または不能であること。
 - （2）食事および用便につき介助を要すること。
4. 被保険者の年齢、体質や病状等の影響により1. から3. までに準ずる状態にあり、常時監視や介護が必要不可欠な場合

別表2 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める身体障害状況報告書
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5. 被保険者以外の医師の診断書
6. 入院日および入院日数を記載した病院等の証明書類
7. 診療明細書
8. 被保険者と同居の親族が第4条（1）⑦の費用の対象となる状態であることが確認できる書類
9. 第4条（入院諸費用の範囲）（1）①から⑦まで（②アおよびイ、④ならびに⑤を除きます。）の費用を支払ったことを示す領収書
10. 第4条（1）②イまたは（1）⑤の交通費を支払ったことを示す領収書
11. 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
12. 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
13. 死亡診断書または死体検案書（被保険者が死亡した場合）
14. 被保険者の戸籍謄本
15. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
16. その他当社が普通保険約款第1章基本条項第25条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。